

武豊町業務継続計画(武豊町BCP)



令和6年2月

目次

第1章 武豊町業務継続計画について	1
1.1 業務継続計画とは	1
1.2 地域防災計画・災害対応マニュアルと業務継続計画との関係	2
1.3 業務継続計画策定の効果	2
第2章 業務継続計画の策定.....	4
2.1 業務継続基本方針.....	4
2.2 被害状況の想定	4
2.2.1 想定する危機事象	4
2.2.2 想定事象による被害状況の想定	4
2.3 非常時優先業務の整理.....	8
2.3.1 非常時優先業務対象期間の設定	8
2.3.2 非常時優先業務	8
2.4 非常時優先業務の実施体制の確立.....	12
2.4.1 災害対策本部の設置基準、体制の区分	12
2.4.2 地震時における初動任務体制(職員の参集体制:役場閉庁時発災)	13
2.4.3 基本体制(役場開庁時発災および初動任務体制後)	15
2.4.4 指揮命令系統および職務代行	19
2.5 必要資源に関する分析と対策の検討.....	20
2.5.1 職員の参集想定	20
2.5.2 必要資源の確保状況について	20
2.5.3 代替庁舎の検討について	21
2.5.4 重要な行政データのバックアップの実施状況	21
2.5.5 水、食料、トイレの保有状況について	21
2.5.6 緊急時の対応手段(行動計画)の検討について	21
2.5.7 職員間でパンデミック発生の対応について	21
第3章 業務継続計画の継続的な改善.....	22
3.1 教育、訓練等	22
3.2 点検・是正.....	23
第4章 参考	24

第1章 武豊町業務継続計画について

1.1 業務継続計画とは

業務継続計画とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務(非常時優先業務(※1))を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模発生時にあっても適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

〔解説〕

※1

【非常時優先業務とは】

大規模災害発生時にあっても優先して実施すべき業務が非常時優先業務である。具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務等(これらを「応急業務」と総称する。)のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる(図1-1)。発災後しばらくの期間は、業務の実施に必要な資源(以下「必要資源」という。)を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、または非常時優先業務の実施の支障とならない範囲で業務を継続する。

なお、非常時優先業務は、組織管理、庁舎管理等(注:通常業務に含まれる。)が適切に遂行されることがなければ成り立たず、これらの業務は非常時優先業務の実施を支えるきわめて重要な役割を担っていることに留意し、非常時優先業務として整理する必要がある。

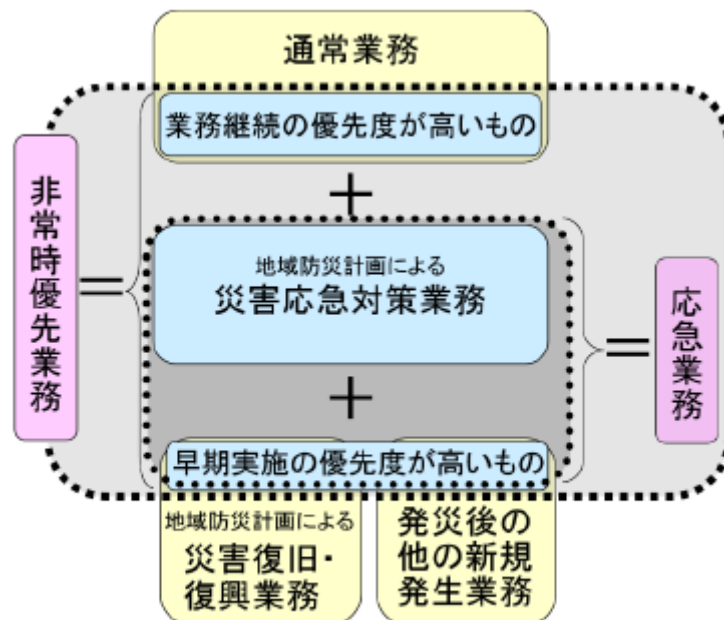


図 1-1 非常時優先業務のイメージ

1.2 地域防災計画・災害対応マニュアルと業務継続計画との関係

武豊町地域防災計画は災害対策基本法の規定に基づき、大規模災害に対処すべき措置事項を中心に住民等の生命、身体及び財産を守るため、災害の予防、応急対策及び復旧・復興に関し、実施すべき事務や業務について定めた基本的な計画である。

一方、業務継続計画は、町の各部課が被災したことにより機能が低下し利用できる資源に制約がある状況下において、非常時優先業務の目標管理など、町の緊急時の対応力を高めるための組織マネジメント改善に主眼を置いている計画である。

武豊町災害対応マニュアルは地域防災計画と町BCPの細部実施要領を補足したものである。なお、同マニュアル項目と特に接続する町BCP項目には、[(例)マニュアル第〇編]を付記する。

表1-2地域防災計画と業務継続計画との関係(内容の主な相違点)

	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	災害対策基本法に基づき、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする(実効性の確保)ための計画である。
行政の被災	行政の被災は必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等については計画に定める必要がある。	行政の被災を想定(庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価)し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。
対象業務	災害対策に係る業務(災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興)を対象とする。	非常時優先業務を対象とする(災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる)
業務開始目標時間	業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある。
業務に従事する職員の水・食料等の確保	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保に係る記載は必ずしも記載する必要はない。	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について検討の上、記載する必要がある。

1.3 業務継続計画策定の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなる。被害状況の確認などから非常に短い時間の間に膨大な応急業務が発生し(図1-3)、それらを迅速かつ的確に処理しなければならない。

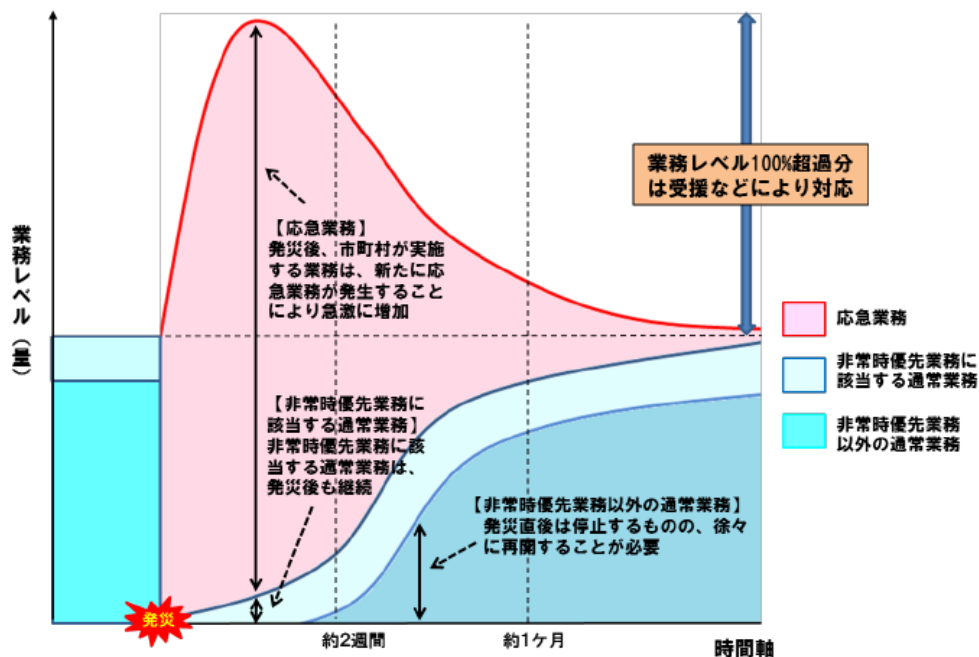


図 1-3 発災後に市町村が実施する業務の推移

- このような場合において、業務計画をあらかじめ策定(継続的改善を含む。)することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。
- 具体的には地域防災計画や災害対応マニュアルでは必ずしも明らかでなかった「行政が被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手段が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる(図1-4)

また自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面での配慮の向上も期待できる。

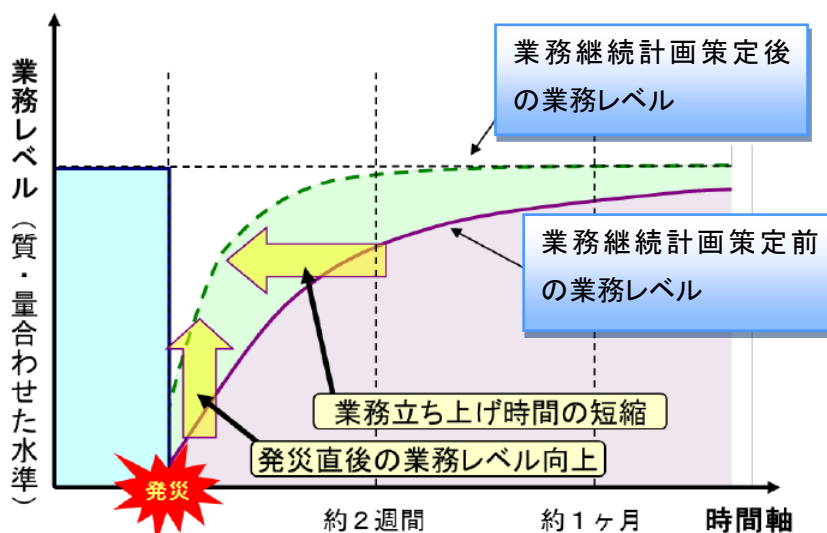


図 1-4 業務継続計画の策定に伴う効果の模式図

第2章 業務継続計画の策定

2.1 業務継続の基本方針

町は大規模災害における非常時優先業務について、次の方針に基づいて業務継続を図るものとする。

- 災害発生時には、町民の生命、身体、財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に位置づけられた災害応急業務を最優先する。
- 発災直後の津波避難に万全を期すとともに、努めて早期に被害状況の全体像を明らかにして、町災害応急対策の方針を策定すること。
- 自衛隊等広域応援要請について、的確に判断することが特に重要である。
- 災害発生から72時間については、生き埋め等による行方不明者の捜索・救助等生命を救うことを第一優先に災害応急対策を実施するとともに、避難所の開設運営等の被災者支援および災害応急対策上不可欠なインフラの緊急復旧等を着実に実施することが重要である。
- 情報の発信については、フェーズに応じて適切に行うこと。人命に関わる内容を最優先する。
- 休止、縮小する通常業務は、町民の生活維持等を鑑み、判断をする。
- 災害復旧・復興業務は、災害応急対策業務と並行し早期に実施すべき基本的な業務を対象とする。

2.2 被害状況の想定

2.2.1 想定する危機事象

想定する危機事象については、「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書(平成26年5月30日)」における「過去地震最大モデル※1」をはじめとする風水害、土砂災害及び弾道ミサイル対処並びに複合事象としてパンデミック等の各種危機事象とする。

※1 過去地震最大モデル

- 南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの(宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震)を重ね合わせたモデルである。

※愛知県が地震、津波対策を進める上で軸となる想定として位置づけられている

2.2.2 想定事象による被害状況の想定

「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書」における被害状況の想定は以下のとおりである。

(1)震度、津波

最大震度	最大津波高	最短津波到達時間 (津波高 30cm 到達)	浸水面積 浸水深 1cm 以上
6 強	3.4m	58 分	60ha

(2)全壊・焼失棟数

揺れ	液状化	浸水・津波	急傾斜地崩壊等	火災	合計
約 500	約 20	約 10	*	約 200	約 700

(3)死者数

建物倒壊	浸水・津波	急傾斜地崩壊等	火災	合計
約 30	約 10	*	*	約 30

(4)負傷者数

	建物倒壊	浸水・津波	急傾斜地崩壊等	火災	合計
重傷者	約 50	*	*	*	約 50
軽傷者	約 400	*	*	*	約 400

(5)ライフライン機能支障

種類	上水道		下水道		種類	電力		携帯電話
	断水需要家数	断水率	機能支障人口	機能支障率		単位	停電件数	
1日後	約 42,000	98%	約 1,800	6%	1日後	約 19,000	80%	81%
7日後	約 27,000	63%	約 1,500	5%	4日後	約 200	1%	2%
1ヶ月後	約 4,500	11%	—	0	1週間後	約 10	0	0

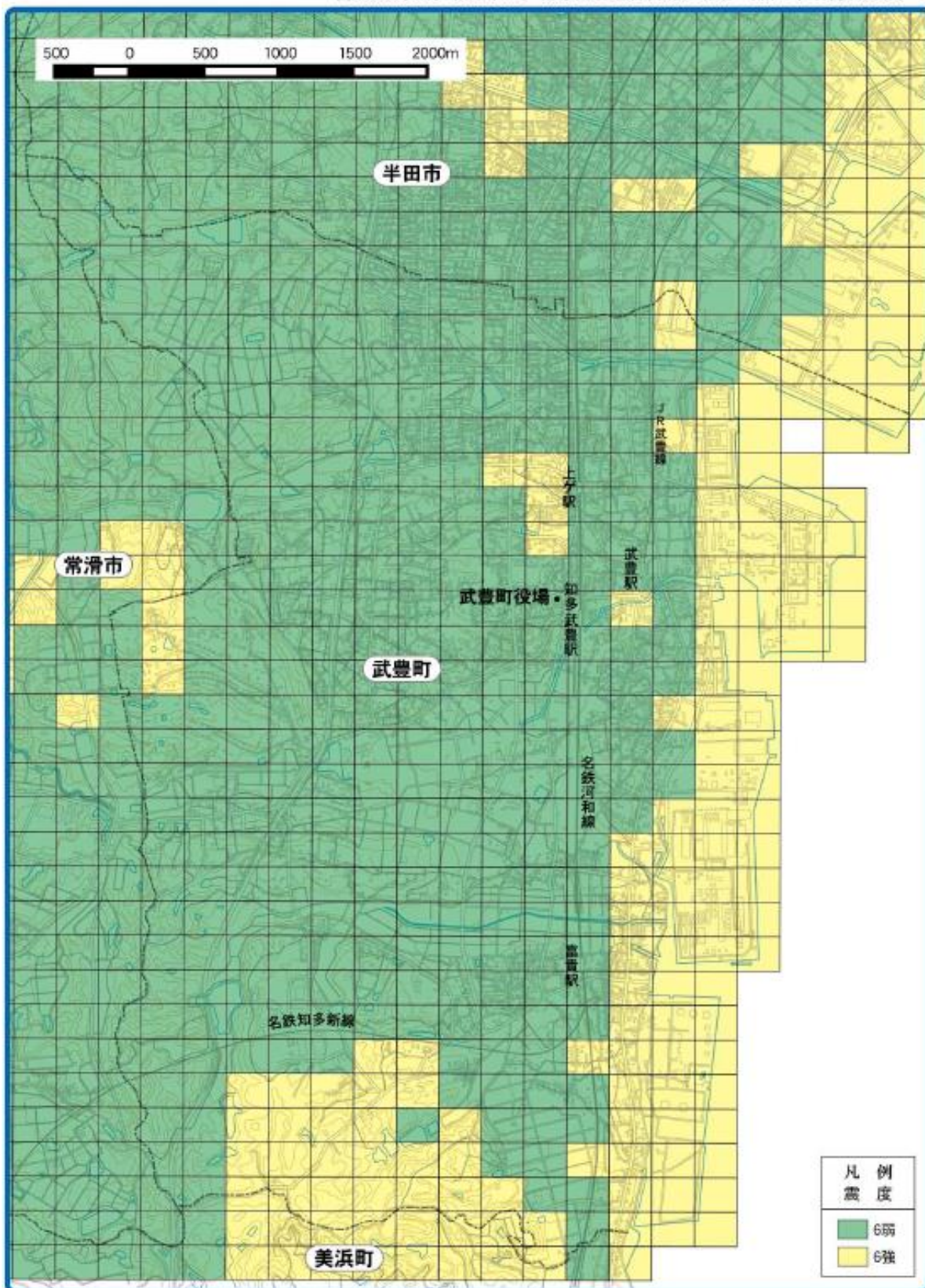
種類	固定電話		都市ガス		LP ガス	
	不通回線	不通率	復旧対象戸数	供給停止率	機能支障世帯数	機能支障率
1日後	約 5,300	81%	約 6,300	73%	約 1,100	18%
7日後	—	0	約 4,900	56%	1週間程度： 95%復旧	
1ヶ月後	—	0	—	—		

(6)避難者等(地震時) ※風水害時には別途算定

避難者数(人)			帰宅困難者数(人)
1日後	1週間後	1ヶ月後	
約 3,200	約 8,900	約 6,400	約 2,400～ 約 2,600
上記のうち、避難所生活者数			
約 2,000	約 4,500	約 1,900	

南海トラフの地震 過去地震最大モデルによる震度分布

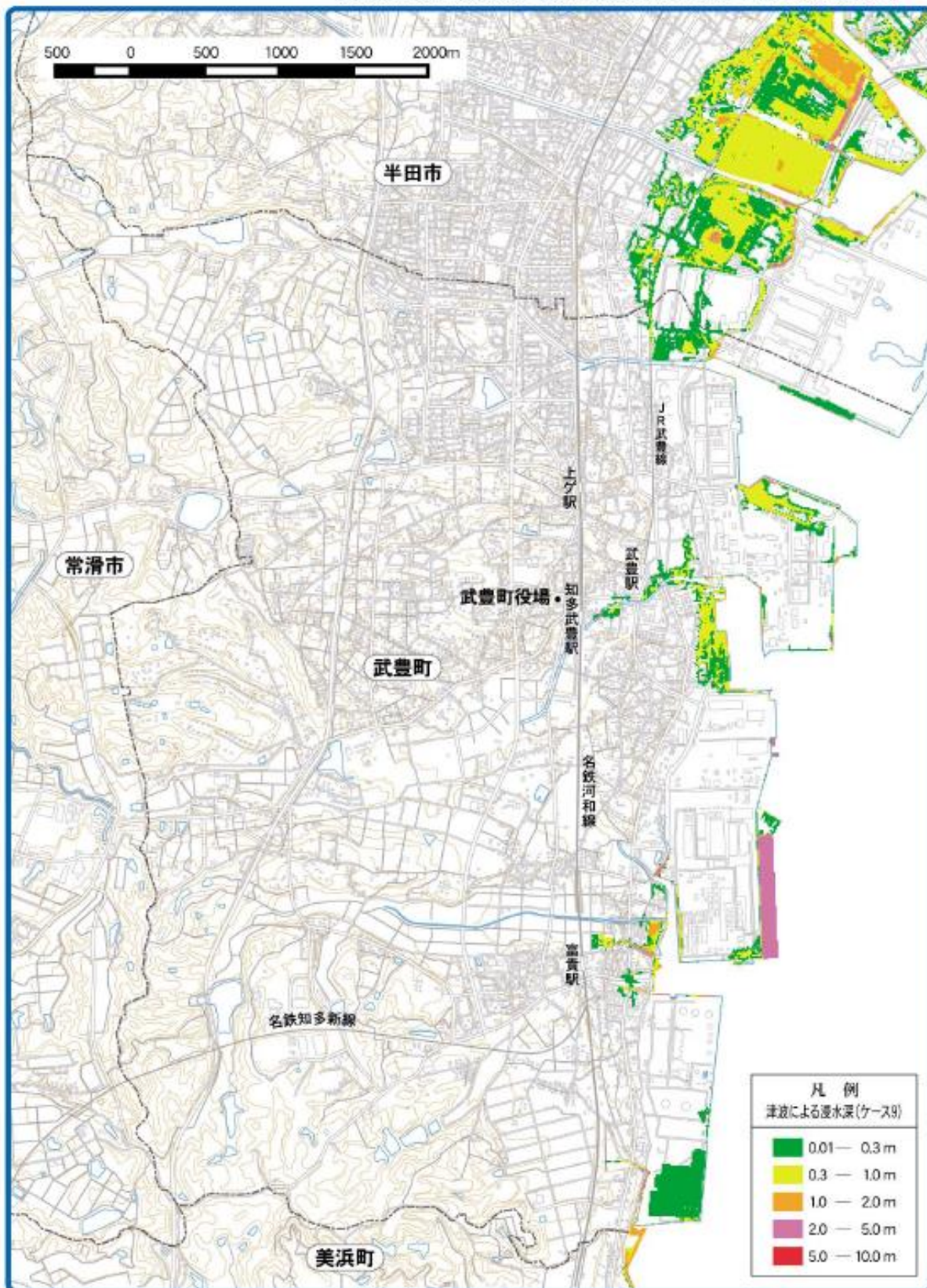
愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果 平成26年5月愛知県公表



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分1地図形を使用した。(承認番号 平26部使、第11号)」

南海トラフの地震 過去地震最大モデルによる津波浸水想定域

愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果 平成26年5月愛知県公表



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分1地図形を使用した。(承認番号 平26創使、第11号)

2.3 非常時優先業務の整理

[マニュアル第2編]

2.3.1 非常時優先業務対象期間の設定

非常時優先業務の対象期間については『発災直後～1ヶ月』とする。

2.3.2 非常時優先業務

(1)業務開始目標時間別の業務の整理基準表

業務開始 目標時間	該当する業務の考え方	代表的な業務
発災直後	<ul style="list-style-type: none"> ・生命の安全確保 ・周辺概況分析 ・初動体制移行又は庁舎外避難(来庁者避難指示等含む) 	<ul style="list-style-type: none"> a. 強い地震(速報含)には、職員自身が「姿勢低く、頭守り、じっとする」専念により生命の安全を確保 b. 庁舎・経路・出口・人員等確認完了まで庁舎内待機 c. 特段損傷なければ初動体制移行・来庁者避難指示等 d. 庁舎の損傷が顕著又は庁舎外避難指示あれば来庁者とともに庁舎外避難し、各課等单位で安否確認・報告、事後、代替災対本部立ち上げ移行を予期
3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・身の安全を確保 ・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・救助・救急の開始 ・避難所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> a. 災害対策の根幹となる体制立ち上げ(人、場所、通信、情報等)のため庁舎内機能(代替含)確認 b. 避難指示(内容)決定及び伝達 c. 被害全般分析・予測 d. 初動優先業務決定・編成・活動開始 e. 救助・緊急体制確立(応援要請、部隊編成・運用) f. 開設避難所決定、運営開始
1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・応急活動(救助・救急以外)の開始 ・避難生活支援の開始 ・重大な行事の手続き 	<ul style="list-style-type: none"> a. 危険物被害状況把握、応急対策 b. 町管理の応急復旧に係る業務(道路、上下水道、交通等) c. 衛生環境(応急トイレ、廃棄物発生量予測等) d. 遺体の取り扱い(収容、保管、事務手続き等) e. 避難生活の開始(衣食住の確保、供給等) f. 社会的に重大な行事等の延期調整(選挙等)
3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者への支援の開始 ・他の業務の前提となる行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> a. 避難生活の向上(健康相談、健康状況把握、防犯等) b. 災害対応に必要な経費の確保(財政計画等) c. 窓口業務機能の回復
2週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧復興に係る業務の本格化 ・窓口行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> a. 生活再建(被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等) b. 産業の復旧・復興(農林水産・商工業対策) c. 教育再開 d. 金銭の支払、支給(契約、給与、補助費等)
1ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・住民相談 ・施設等復旧 ・その他の行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> a. 住民相談 b. 施設等復旧 c. その他の業務

(2)各班等の業務開始目標時間別一覧表(□応急業務 ◇通常業務:チェックボックス)※主な業務を記載

業務分類		業務開始目標時間				
		3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
本部事務局	総括班	<input type="checkbox"/> 住民への避難指示等(内容)決定及び広報(同報無線等) <input type="checkbox"/> 避難所、救護所開設状況伝達 <input type="checkbox"/> 無線、車両等の割振り <input type="checkbox"/> 通信の確保、維持・運営(防災無線、電話、庁舎内通信等) <input type="checkbox"/> 国、県等への状況報告 <input type="checkbox"/> 災害対策本部会議の開催			※人員縮小、不足の班へ	
	対策班	<input type="checkbox"/> 応援要請(国、県、他市町、消防、警察、自衛隊、DMAT、防災ヘリ等) <input type="checkbox"/> 応援部隊の受入・調整等 <input type="checkbox"/> 初動優先業務決定・即動班運用 <input type="checkbox"/> 消防団、消防署連携	<input type="checkbox"/> 危険物に係る規制・対策	<input type="checkbox"/> 犯罪防止体制	※人員縮小、不足の班へ	
	情報班	<input type="checkbox"/> 気象予警報等の収集および伝達(津波予測を含む) <input type="checkbox"/> 被害全般分析・予測 <input type="checkbox"/> 災害情報の記録	<input type="checkbox"/> 危険物被害状況の把握と連絡 <input type="checkbox"/> ライフライン復旧把握		※人員縮小、不足の班へ	
	即動班	<input type="checkbox"/> 初動優先業務支援(庁舎等安全確認支援等)			※人員不足の班へ	
	区連絡員	<input type="checkbox"/> 各区との連絡体制の確立			※避難所運営の補助	
総務部	総務班	<input type="checkbox"/> 庁舎等安全確認・本部事務局通知 <input type="checkbox"/> 公用車の被害確認・本部事務局通知	<input type="checkbox"/> 庁舎等の応急復旧 ◇選挙の実施に係る調整	◇情報管理に係る業務(個人情報、情報漏洩防止等) <input type="checkbox"/> 財政計画業務、予算業務		◇地方交付税等交付金業務 ◇地方債業務
	税務・収納班	<input type="checkbox"/> 大規模/小規模災害判別のための被害情報収集	<input type="checkbox"/> 調査対象地域入力完了 <input type="checkbox"/> 想定件数入力完了	<input type="checkbox"/> 罹災証明業務方針の決定	<input type="checkbox"/> 罹災証明業務人員編成、応援職員要請・育成、調査・事務手続き備品及び証明発行場所準備 <input type="checkbox"/> 罹災証明書申請受付開始	<input type="checkbox"/> 被害認定一次調査 <input type="checkbox"/> 罹災証明書発行 <input type="checkbox"/> 二次調査受付 ◇税の賦課調定、収納業務

業務分類		業務開始目標時間				
		3 時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
企画部	企画 政策班	<input type="checkbox"/> 庁内ネットワークに接続可能なPCの確保 <input type="checkbox"/> 利用できるプリンタ等を確保		<input type="checkbox"/> 国、県その他関係機関との連絡調整 <input type="checkbox"/> 多言語支援に関する業務		◇災害に関する町の政策調整
	秘書 広報班	<input type="checkbox"/> 各所属長の職員安否・参集報告の把握 <input type="checkbox"/> 地域住民への広報(同報無線等を除く) <input type="checkbox"/> 報道機関への対応、広報 <input type="checkbox"/> 受付班の引継ぎ(業務外) ◇公印の管理、保管	◇ホームページへの各種情報提供	<input type="checkbox"/> 臨時広報の発行 <input type="checkbox"/> 職員のローテーション	<input type="checkbox"/> 職員の人員整理 <input type="checkbox"/> 人員受援業務	◇広報の発行(定期)
健康福祉部	保険 医療班	<input type="checkbox"/> 1次開設避難所の安全確認 <input type="checkbox"/> 1次開設避難所の設置、運営	<input type="checkbox"/> 2次開設避難所安全確認、設置検討 <input type="checkbox"/> 避難所における医療面での状況把握	◇国民健康保険、福祉医療事務(受診者急増、保険証紛失への対応)		◇国民健康保険、後期高齢者医療の賦課調定業務
	福祉班	<input type="checkbox"/> 避難行動要支援者に関する業務	<input type="checkbox"/> 救援物資、義援金の受入れ、運用 <input type="checkbox"/> 遺体の収容、処理 <input type="checkbox"/> 福祉避難所	<input type="checkbox"/> 高齢者、障害者の介護、相談支援等 <input type="checkbox"/> 災害ボランティアセンター設置準備(社会福祉協議会と連携)	<input type="checkbox"/> 災害弔慰金、援護資金、被災者生活再建支援法等に関する業務	
	子育て 支援班	<input type="checkbox"/> 園児、児童の安全確保 <input type="checkbox"/> 園舎、施設の被害状況把握 <input type="checkbox"/> 職員臨時育児所の開設	<input type="checkbox"/> 園舎、施設の応急復旧	<input type="checkbox"/> 園児等の状況確認・相談支援	<input type="checkbox"/> 保育園受入れ開始の検討、受入れ再開	
	健康班	<input type="checkbox"/> 医療救護、医療情報の収集 <input type="checkbox"/> 応急救護所の設置 【開設条件】 ・死傷者100名以上予想 ・医師2名以上確保見込み <input type="checkbox"/> 医療班等の編成、運用、調整(医療機関との連絡含む)		<input type="checkbox"/> 健康相談所の開設 <input type="checkbox"/> 避難住民の健康状態把握	<input type="checkbox"/> 巡回健康相談、衛生指導	

業務分類		業務開始目標時間				
		3 時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
生活経済部	住民 窓口班	◇各種戸籍届書の受領、受理(埋 火葬許可含む)		□半田斎場(知多 中部広域事務組 合)の被災状況調 査 ◇各種証明書の 発行(戸籍事務等) ◇住民異動届の 受領	◇富貴支所業 務再開	◇住民相談 業務(困りと 相談等)
	環境班	□中間処理施設の災害体制確認 □町廃棄物関連施設の被災状況 確認 □収集業者の被災状況確認	□応急トイレ対策(設 置、し尿処理等) □廃棄物発生量予測	□仮置場設置 □ごみ、廃棄物 の処理 □被災動物救護		□災害廃棄 物処理実行 計画の策定 □公費解体
	産業班	□農業施設の調査・安全確保 □備蓄物資の供給		□農業施設の応 急復旧 □物資受援業務 □協定業者から 物資調達	◇商工業者、農 業者に関する 業務	□施設復旧
建設部	土木班	□道路、橋梁等の被害情報収集	□緊急輸送路の確保 □道路、橋梁の応急 復旧			
	都市 計画班	□被災住宅応急危険度判定 □被災宅地危険度判定		□応急仮設住宅 準備 □町営住宅応急 修理	□被災住宅の 応急修理	
	上下 水道班	□上下水道施設、管路の被害情 報収集		□応急給水 □上下水道施 設、管路等の応 急復旧		
教育部	学校 教育班	□児童生徒等の安全確保、安否 確認 □学校の被災情報収集	□被災設備応急復旧	□応急給食等の 供給	□教育再開 ◇教育委員と の連絡調整等	□被災設備 復旧
	生涯 学習班	□施設利用者の安全確保 □施設の被災状況把握	□被災設備応急復旧		□文化財被災 状況確認	□被災設備 復旧
	スポー ツ班	□施設利用者の安全確保 □施設の被災状況把握	□被災設備応急復旧			□被災設備 復旧
出納室		□現金管理	□資金調達等	◇システムの稼 働確認	◇出納事務等	◇資金管理、 出納状況報 告等
議会事務局、監 査委員事務局		□議会との調整	□監査委員との連絡 調整			◇検査、審 査、監査

2.4 非常時優先業務の実施体制の確立

[マニュアル第1編]

2.4.1 災害対策本部の設置基準、体制の区分

1 災害対策本部の設置基準

設置区分	設置基準	
自動設置	地震情報	本町において「震度4」以上の地震が発生した場合 本町が対象に含まれる南海トラフ臨時情報(巨大地震警戒)等が発令された場合
	津波情報	津波予報区「伊勢・三河湾」に対して「津波注意報」以上が発表された場合
	気象情報	本町に対して次の警報のいずれかが発表された場合 ・大雨警報 ・暴風警報 ・洪水警報 ・暴風雪警報 ・高潮警報 ※特別警報含む
上記以外(町長の命令による設置)	町内に相当規模の災害、弾道ミサイル被害及びテロ等が発生したとき、又はこれらが発生するおそれがある場合	

2 災害対策本部の体制の区分等

・全般

第1非常配備体制、第2非常配備体制に区分し、地震対応は「基本体制」と「初動任務体制」に区分する。

初動任務体制は、勤務時間外に発災した場合で職員参集が不十分な当初の段階における一時的な体制であり、適時に基本体制に移行する。

・非常配備体制

(地震対応)

区分	参集対象職員	参集基準
第1配備	総務部長+防災交通課	・武豊町で震度4以上 ・伊勢三河湾で津波注意報以上
第2配備	全職員	・武豊町で震度5弱以上

(風水害対応)

区分	参集対象職員	参集基準
第1配備	本部事務局0組 (総務部長+防災交通課)	大雨、暴風、洪水、暴風雪、高潮警報
第2配備	風水害対応名簿による当番職員	第1配備では対応困難な場合

2.4.2 地震時における初動任務体制(職員の参集体制:役場閉庁時発災)

1 全般

勤務時間外に本町に震度5弱以上の地震が発生した場合、全職員は速やかに自動参集する。

役場に自動参集する一般職職員に対しては参集順に優先度の高い初動任務を付与し、災害対策本部初動任務体制を速やかに確立する。区連絡員は、登庁して全般状況掌握等した後、区長と合流する。参集途上に余力をもって被害状況の概要を収集、要すれば登庁後報告する。

2 職員の自動参集

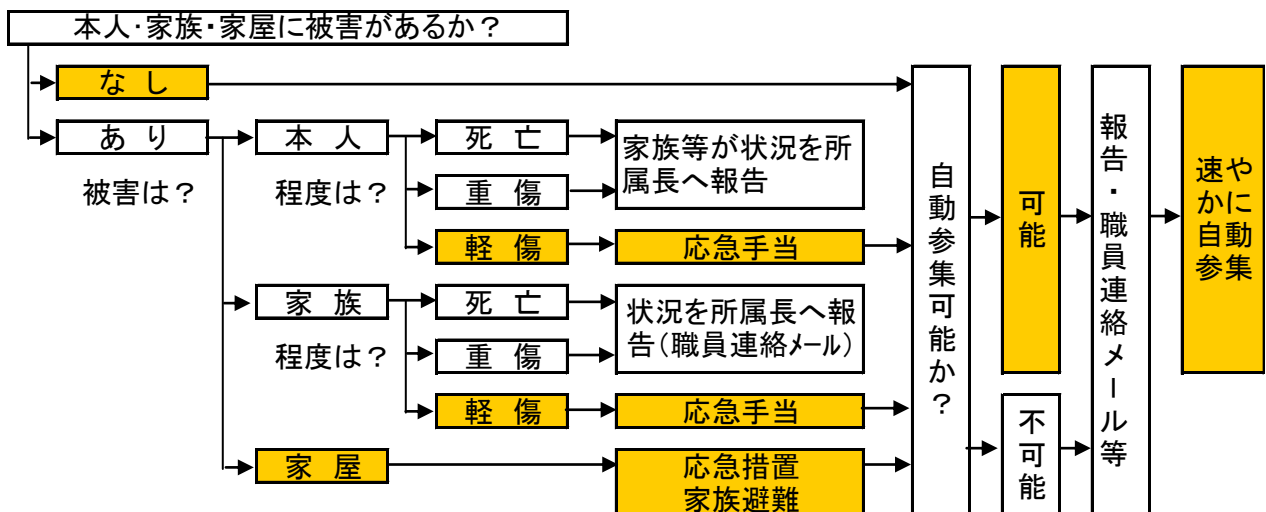
(1) 全般

本町において震度5弱以上の地震が発生した場合、全職員が自動参集する。

職員は、必要な応急措置を行い、速やかに自動参集する。この際、職員連絡メールにより参集の可否等を返信する。

(2) 参集可否の判断

参集可否の判断は、次により実施する。



(3) 参集場所

職員は役場等予め指定された場所に参加する。それが困難な場合は所属長の指示を受ける。指示を受けることができない場合は、最寄の町施設に参加し所属長に報告する。

3 職員安否・参集確認

(1) 所属長(不在時は代行者)は、当該所属職員の安否及び参集可否を把握(状況不明を含む。)し、秘書広報班から指定される職員安否・参集報告期限及び報告事項に応じ秘書広報班に報告する。

(2) 秘書広報班は、各所属長からの前項報告内容を集約し、適宜、本部事務局に通知する。

4 参集時の留意事項

服装 (勤務場所の備え置き含む)	応急活動ができる服装(防災作業服等)とし、安全な靴、ヘルメット、軍手等を装着する。
携行品 (勤務場所の備え置き含む)	次のものを持参等すること。(おおむね1週間分の必要量) □筆記具 □食料 □飲料水(水筒) □着替え □タオル □防寒具(冬期など) △雨合羽 □身分証明書 △携帯電話 (△持っている人のみ)
参集時の緊急措置	参集途上において、火災や要救助者等に遭遇したときは、住民の協力を求め、消火・救急・救助活動を行う。ただし、現場に消防職員・消防団員・区役員・防災リーダー等がいるときは、その活動を引継ぎ参集先に直行する。
被害状況の把握、連絡	情報収集にも留意する。

4 受付及び初動任務付与

(1) 全般

発災当初の職員参集が不十分な段階において、優先度の高い業務の遂行に万全を期すため、受付において初動任務を付与し、災害対策本部初動任務体制を速やかに確立する。

(2) 受付の設置

一般職の最初の参集者数名により役場3階防災交通課窓口に受付を設置する。

受付は「災害時参集職員受付場所」と平素から明示し、必要な物品等を備え付ける。

(3) 受付

ア 役場に参集する一般職職員は全員、受付を受ける。

イ 受付は、平素の組織の部課等毎の編成表に基づき実施する(マーカーチェック、時間付記)。

ウ 受付時に初動任務を受領する。初動任務の付与終了後の参集・受付者は基本任務を遂行又は基本体制の課・班長等の指示に基づき行動する。

(4) 初動任務の付与

26名(最大31名)の一般職職員に対し本部事務局の支援を内容とする初動任務を付与する。

この際、任務内容を記載した初動任務付与カード等を配布する。

(5) 初動任務体制の確立

本部事務局においては初動任務を付与された支援職員及び参集に伴い逐次増加する本来の事務局職員(基本任務)を組織化し、各部においては当初極めて限定された人数の職員を各部の優先度の高い任務に充当する等組織的に運用し、初動任務体制を確立する。

5 初動任務→基本体制への移行

職員の参集状況、業務の遂行状況により移行の時期を判断することになるが、目安として発災後、概ね3時間を目途に初動任務体制から基本体制へ移行をする。

2.4.3 基本体制(役場開庁時発災および初動任務体制後)

1 全般

災害対策本部の基本体制として、本部事務局、総務部、企画部、健康福祉部、生活経済部、建設部、教育部、出納室及び議会事務局を編成する。

正規職員(一般職、保育職、技能労務職、再任用職員を含む)の全員に対し基本体制における基本任務を付与する。

2 発災から基本体制確立までの行動

来庁者、来館者等の安全確保・避難誘導、庁舎等各施設の被害状況の点検確認等を適切に実施するとともに、速やかに基本体制に移行する。この際、本部事務局の迅速な立上げを重視する。

3 本部事務局及び各部の事務分掌

区分	事務分掌
本部事務局	1 災害対策本部全体の総括に関すること 2 災害対策本部の体制・組織の変更に関すること 3 情報の収集・整理・伝達に関すること 4 基本方針の立案、徹底に関すること 5 人命救助等の緊急措置に関すること
総務部	平素の総務部の事務に関連する災害応急対策に関すること
企画部	平素の企画部の事務に関連する災害応急対策に関すること
健康福祉部	1 避難所に関すること 2 救護所に関すること 3 その他、平素の健康福祉部の事務に関連する災害応急対策に関すること
生活経済部	1 生活物資に関すること 2 その他、平素の生活経済部の事務に関連する災害応急対策に関すること
建設部	1 ライフライン、インフラの応急復旧に関すること 2 その他、平素の建設部の事務に関連する災害応急対策に関すること
教育部	平素の教育委員会事務局の事務に関連する災害応急対策に関すること
出納室	平素の出納室の事務に関連する災害応急対策に関すること
議会事務局	議員の地域被害情報集約精査及び対応 平素の議会事務局の事務に関連する災害応急対策に関すること

4 本部事務局及び各課、班の事務分掌

区分		事務分掌
本部事務局	総括班	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災センター・会議室の運営に関する事 2 災害対策本部会議、防災会議に関する事 3 各部課班との連絡調整に関する事 4 同報無線の運用に関する事 5 無線機等による連絡、受信情報の記録・伝達に関する事 6 町全般状況一覧表の整備及び全般経過等の記録に関する事 7 県等へのシステムによる各種報告に関する事 8 デスクネットによる情報共有に関する事 9 被災者支援システムによる情報の集約に関する事
	対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 基本方針の立案に関する事 2 災害対策本部の体制・組織、職員参集等に関する事 3 避難指示・避難勧告に関する事 4 被災者の救出、行方不明者等の捜索に関する事 5 関係機関との調整、支援要請に関する事 6 消防団の運用に関する事 7 区連絡員の運用、即動班の運用方針に関する事 8 公用車及び通信機の運用、使用統制に関する事 9 備蓄品の運用、物資調達等の総合調整に関する事
	情報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害及び被災状況に関する情報の収集・伝達に関する事 2 被害予測、津波到達時間の予測に関する事 3 被災状況及び被害予測の地図上への展開等整理に関する事
	即動班	初動優先業務支援(庁舎安全確認等)
	区連絡員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各区長・自主防災会との連絡調整に関する事 2 各区の被災状況等の把握・報告に関する事

区分		事務分掌
総務部	総務班	1 庁舎機能の維持管理・応急復旧に関すること 2 本庁舎、砂川会館等の被害調査に関すること 3 その他、平素の総務課の事務に関連する災害応急対策に関すること
	税務班	1 罹災台帳、罹災証明に関すること 2 その他、平素の税務課の事務に関連する災害応急対策に関すること
	収納班	平素の収納課の事務に関連する災害応急対策に関すること
企画部	企画政策班	平素の企画政策課の事務に関連する災害応急対策に関すること
	秘書広報班	1 住民広報(同報無線を除く)に関すること 2 災害記録、記録写真に関すること 3 報道機関及び人的受援等の連絡調整に関すること 4 出動職員、手当等に関すること 5 その他、平素の秘書広報課の事務に関連する災害応急対策に関すること
健康福祉部	保険医療班	1 避難所の開設・運営に関すること ・一次開設避難所の迅速な施設点検及び開設 ・二次開設避難所の開設準備及び開設 2 その他、平素の保険医療課の事務に関連する災害応急対策に関すること
	福祉班	1 福祉避難所の開設・運営に関すること 2 義援金等に関すること 3 遺体の搜索、処理、埋葬に関すること 4 福祉関係施設等の防災活動、被害調査等に関すること 5 被災者生活支援等に関すること 6 ボランティアセンターの開設・運営に関すること 7 その他、平素の福祉課の事務に関連する災害応急対策に関すること
	子育て支援班	1 園児の安否確認に関すること 2 保育園の開園準備、開園に関すること 3 保育施設等の防災活動、被害調査等に関すること 4 その他、平素の子育て支援課の事務に関連する災害応急対策に関すること
	健康班	1 医療救護、医療情報の収集に関すること 2 応急救護所に関すること 3 応急医薬品、衛生資材等の調達に関すること 4 被災者の健康相談に関すること 5 その他、平素の健康課の事務に関連する災害応急対策に関すること

区分		事務分掌
生活経済部	住民窓口班	平素の住民窓口課の事務に関連する災害応急対策に関すること
	環境班	1 災害防疫に関すること 2 廃棄物処理、汚物処理、その他の環境衛生の整備に関すること 3 災害時の公害防止対策に関すること 4 その他、平素の環境課の事務に関連する災害応急対策に関すること
	産業班	1 生活物資等の調達及び物資受援に関すること 2 商工関係の被害調査等に関すること 3 農業関係の被害調査等に関すること 4 その他、平素の産業課の事務に関連する災害応急対策に関すること
建設部	土木班	1 道路、橋梁、河川等の被害調査、応急復旧に関すること 2 交通途絶箇所及び交通迂回路の把握、その標示に関すること 3 港湾関係の被害調査に関すること 4 避難路、緊急交通路、緊急輸送路の確保に関すること 5 建設業工作作業隊、職員による復旧班の編成等に関すること 6 ヘリポートの設置に関すること 7 その他、平素の土木課の事務に関連する災害応急対策に関すること
	都市計画班	1 町営住宅の被害調査、応急復旧に関すること 2 応急危険度判定に関すること 3 応急仮設住宅に関すること 4 その他、平素の都市計画課の事務に関連する災害応急対策に関すること
	上下水道班	1 上下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること 2 飲料水の確保及び供給に関すること 3 その他、平素の上下水道課の事務に関連する災害応急対策に関すること
教育部	学校教育班	1 生徒・児童の安否確認に関すること 2 学校の防災活動、被害調査等に関すること 3 給食施設の防災活動、被害調査等に関すること 4 応急給食、炊き出し支援等に関すること 5 被災児童、生徒に対する学用品調達・支給、育英奨学に関すること 6 文教関係の義援金の受領配布に関すること 7 その他、平素の学校教育課の事務に関連する災害応急対策に関すること
	生涯学習班	平素の生涯学習課の事務に関連する災害応急対策に関すること
	スポーツ班	平素のスポーツ課の事務に関連する災害応急対策に関すること
出納室	災害関係経費に関すること。その他平素の出納室事務の害対応に関すること	
議会事務局	1 議員の安否確認及び議員からの地域被害情報等集約並びに災害対策本部への集約情報通知 2 議会の災害対応に関すること。その他平素の議会事務局の事務に関連する災害対応に関すること。	

2.4.4 指揮命令系統および職務代行

1 災害対策本部組織表

本部長	副本部長	本部員
町長	副町長	理事 参事 統括主幹
	教育長	

2 本部長職務代理の順位等

災害対策本部の活動は、町長(本部長)の権限により行われるが、町長(本部長)が不在の場合は、次の順位で町長(本部長)権限が委任される。

第1位	副町長(副本部長)
第2位	教育長(副本部長)
第3位	総務部長(本部事務局長)
第4位	企画部長(本部事務局長代理)
第5位	健康福祉部長
第6位	生活経済部長
第7位	建設部長
第8位	教育部長

3 緊急措置の判断権者

緊急措置事項		判断権者	備考
津波警報等発令時	職員等の水門閉操作	町長、副町長	消防団員も対象
	津波避難広報車派遣	町長、副町長、各部長及び防災交通課長	状況により走行禁止地域等明示
	津波避難支援職員派遣		承認時、支援活動地域を指定
	避難指示決定及び発令		発令後、町長に報告・追認等
風水害	避難指示決定及び発令	町長、副町長、各部長まで	電話等による承認受け可
	開設する避難所の決定及び閉鎖	町長、副町長、各部長の順で最先任	
その他(職員の人命危機なし)		課長補佐以上	措置しつつ町長に報告・追認等

4 災害対策本部各組織の判断権者

各組織の長が不在等の場合は、当該組織の最先任者又は予め指定された職員がその職務を行なう。この際、その組織上の上級者の指導を受ける。

2.5 必要資源に関する分析と対策の検討

2.5.1 職員の参集想定

愛知県庁業務継続計画を参考に、参集状況を想定した。

【参集の条件】

・発災後～3日以内

徒歩(3km/h)で参集とし、20km以内に居住する職員の70%が順次参集する。

・4日～6日

公共交通機関が復旧し、職員全体の70%が順次参集

・1週間～1ヶ月

職員全体の98%が参集

※準備時間(家族の安否確認、参集準備等)のため、一律30分を追加

時間	参集率
1時間以内	22%
3時間以内	54%
6時間以内	65%
1日以内	66%
3日以内	66%
4日～6日	70%
7日目～1ヶ月以内	98%

2.5.2 必要資源の確保状況について

施設、設備	状況	必要な措置
庁舎	耐震が確保されている。	耐震が確保されているが、代替庁舎については検討の必要がある
執務環境	ロッカー等の什器類の転倒により数時間は業務再開が困難	什器類の転倒防止措置の実施
電力	非常用電源は約13時間分の燃料を必要備蓄量に設定・完備	・当面3日間の燃料確保のため、発災時から12時間以内に物資支援協定により燃料補完
通信	・災害時優先電話保有 ・衛星携帯電話保有 ・デジタルトランシーバー保有 (消防団、水門操作員、公共施設)	・継続的に通信訓練を行う
防災行政無線	移動系 54台 同報系子局 46台	・老朽化しており、今後更新が必要 ・将来的には全ての無線設備のデジタル化が必要

2.5.3 代替庁舎の検討について

役場庁舎については、耐震性が確保されており、また津波・液状化・洪水等の災害の危険度がないが、想定を超える災害を考慮し、代替庁舎について以下のとおり検討をする。

施設名称(本庁舎からの距離)	建築年	災害危険度				非常用発電	通信機器	災害時の用途
		津波	液状化	洪水	土砂災害			
町民会館 (1.6km)	平成16年	○	○	○	○	○	デジタルトランシーバー	一次開設 避難所
総合体育館 (1.7km)	平成5年	○	○	○	○	○	デジタルトランシーバー	一次開設 避難所
中央公民館 (750m)	昭和51年	○	○	○	○	○	デジタルトランシーバー	物資拠点 ボランティアセンター

※上記施設は、建物の耐震性が確保されている

※上記施設より、建物の状況、施設の利用状況(避難者数など)を参考に、総合的に判断をする

※代替庁舎として使用する際には、災害時の用途(避難所等)を縮小する必要がある。

2.5.4 重要な行政データのバックアップの実施状況

次表のほか、ICT部門の業務継続計画は「武豊町ICT-BCP」による。

項目	対策	備考
バックアップの保管状況、方法	○	外部データセンター
サーバの転倒、揺れに対する防止対策等の確認	○	ボルト固定
個々の部署における、パソコンの転落・転倒等による破損防止対策の確認	○	転倒防止用接着マット
サーバのその他重要なシステム機器の非常用電源・冷却設備の確保状況	○	UPS、非常用電源
OA 機材、サーバ及びネットワークの不具合、故障が発生した場合の対応状況の確認	○	二重化

2.5.5 水、食料、トイレの保有状況について

水、食料については町で備蓄は行っておらず、職員各自に最低3日以上以上の食料の備蓄を呼びかけている。また定期的に防災交通課より、備蓄食料の斡旋を行っている。

トイレについては携帯トイレを備蓄している(水防倉庫)。

2.5.6 緊急時の対応手段(行動計画)の検討について

緊急時の対応手段について、所属ごとに「行動計画」を策定する。

2.5.7 職員間でパンデミック発生の対応について

残余の職員で災害対策本部要員確保を最優先した人員の再配置を構築しつつ、感染者は自宅又は医療機関(避難所感染者専用スペース含む。)に隔離・療養

第3章 業務継続計画の継続的な改善

3.1 教育・訓練等

発災時に的確に業務継続を図るためには、業務継続計画の内容等を職員等に周知・浸透させ、さらに各部署が発災時に自律的に行動できるよう防災に対する当事者意識の喚起と対応能力の向上を図ることが重要である。

また 3.2 節で後述するように、業務継続計画等の実行性を高めていくためには、教育や訓練を繰り返し実施していくことが重要である(図 3-1)。このため、教育や訓練の計画を策定し、職員等に対する教育・訓練を着実に実施することが求められる。

教育訓練に関しては、必要な教育や訓練を選定して実施計画(表 3-1)を策定し、計画的に実施していく。



図 3-1 PDCAサイクルによる継続的改善

表 3-1 教育・訓練等に係る実施計画

教育・訓練等の種類	内容	対象	頻度(時期)
町一斉防災訓練	町一斉防災訓練において、各所属の訓練を BCP、災害対応マニュアルに基づき、訓練を行う。	全職員	毎年1回
シェイクアウト訓練 避難誘導訓練	シェイクアウト訓練及び来庁者避難誘導訓練を実施する。	全職員および来庁者	毎年2回 9月、3月
参集訓練 初動任務訓練	時期を伏せて、参集訓練を実施。初動任務についても訓練をする。	全職員	毎年1回
職員防災研修	職員を対象に BCP、災害対応マニュアルの研修を行う	全職員	毎年1回
新人防災研修	入庁職員に対して災害対応研修を行う	新入職員	毎年1回
消防訓練	消防訓練(初期、通報)を実施。消防署の指導を受ける。	全職員	毎年1回

3.2 点検・是正

業務の継続が遂行できる体制の検討は、一定の前提を踏まえて検討するものであるから、検討結果を踏まえても最初から完全な体制が構築できるわけではない。

発災時に実際に機能する計画とするため、人事異動などがあった場合には遅滞なく更新するなど時点修正はもちろん、訓練や被災経験を通して、定期的に計画の実行性を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

各種訓練を通して、業務継続計画について定期的に見直し、より実践的な計画にしていく。

耐震対策として、庁舎内の天井吊り下げ物、通路に設置してあるラック、事務室の棚などの固定について定期的に点検等の安全確認をする。

第4章 参考(協定先一覧)

[マニュアル第1編第3章]

【相互応援】

協定名称	協定先
水道災害相互応援に関する覚書	県内の市町村及び一部事務組合
一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書	県内の市町村及び一部事務組合
愛知県内広域消防相互応援協定	県内の市町村及び一部事務組合
知多地域消防相互応援協定書	知多地域内市町村及び一部事務組合
災害時における相互応援に関する協定書	長野県上松町
	岐阜県可児市
	(社福)武豊町社会福祉協議会
	新城市 宮城県松島町
全国醤油産地市町村協議会加盟市町村災害相互応援協定書	千葉県東庄町、銚子市、和歌山県有田川町、由良町、湯浅町
知多地域災害相互応援協定書	知多地域市町
災害時における相互連携に関する協定	西日本電信電話株式会社

【物資支援】

協定名称	協定先
災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	あいち知多農業協同組合
	愛知石油商組合
	武豊飲食組合
	愛知県エルピーガス協会中部支部
	サンシャインシティー北武豊展覧会
	みゆき通り展覧会
	武豊町薬剤師会
	中部薬品(株) ゲンキー(株)
災害時における救援物資提供等に関する協定書	コカ・コーラセントラルジャパン(株)
名古屋市近隣地町村と生活協同組合コープあいちとの災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定、災害支援協力に関する協定	生活協同組合コープあいち
災害時における応急対策用資機材に関する協定	太陽建機レンタル(株) 半田支店
災害時における地函製品等の供給等に関する協定書	(株)ゼンリン
災害時における緊急物資輸送等に関する協定	佐川急便(株) ヤマト運輸(株)
災害時における簡易ベッド等の調達に関する協定	セツツカートン(株)
災害時における物資供給に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター
災害時における液化石油ガス等の優先供給に関する協定	愛知県 LP ガス協会中央支部知多東分会
災害時における食料品・生活必需品等の供給協力に関する協定	敷島製パン(株)
災害時等における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定	JA やすらぎ
	シティーホール武豊
	(有)あおい葬祭
災害時におけるガソリン等燃料の優先供給(住民拠点 SS)に関する協定	(有)天木石油
災害時等における災害用トイレ等の供給に関する協定	(株)ケンユー
災害救助に必要な物資の調達に関する協定	東明工業(株)
	神原段ボール(株)

【その他】

協定名称	協定先
災害支援協力に関する覚書	武豊郵便局
火災类等災害防止協定書	日本油脂(株)
災害時の医療活動に関する協定書	知多郡医師会、武豊町医師団
災害時における緊急協力に関する協定書	武豊町指定給水装置工事事業者、土木関連業者その他事業者
災害時に災害弱者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	(社福)福寿園(武豊福寿園、くすのきの里) (社福)共生福祉会
災害時における交通の確保等の業務に関する協定(県警察対県警備業協会)	(一社)愛知県警備業協会
愛知県防災ヘリコプター支援協定	愛知県
武豊町ボランティア支援本部等の開設及び運営に関する協定書	(社福)武豊町社会福祉協議会
災害時の応急対策の協力に関する基本協定書	(社)愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省中部地方整備局
津波時における一時避難場所としての使用に関する協定書	石川建設(株)、サンロックマンション、ユタカフーズ(株)、由良アイテック(株)山寮、イオン半田店
災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	半田歯科医師会
災害時における電気の保安に関する協定書	(一社)中部電気保安協会
災害時における非常無線通信の協力に関する協定書	JAC 知多ハムクラブ
大規模災害時における緊急物資輸送等に関する協定書	JFE スチール(株) 知多製造所
防災協定書	学校法人日本福祉大学、日本福祉大学
広告付き避難場所看板の設置に関する協定書	武豊町商工会、中電興業(株) テルウェル西日本(株)
災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書	愛知県行政書士会 知多支部
災害時等における救援作業に関する協定	(株)東洋食品
災害時における医薬品等の供給及び薬剤師会の派遣に関する協定	武豊町薬剤師会
武豊町・日本下水道事業団災害支援協定	日本下水道事業団
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)
災害発生時における武豊町内郵便局の協力に関する協定	六貫山郵便局、半田郵便局
災害時の柔道整復師救護活動に関する協定	(公社)愛知県柔道整復師会
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(社福)福寿園 特別養護老人ホーム武豊福寿園 (社福)福寿園 特別養護老人ホームくすのきの里
災害時の放送等伝達に関する協定	知多半島ケーブルネットワーク(株)
災害時における相互連携に関する協定	中部電力パワーグリッド(株)
災害時における宿泊施設設置の協力に関する協定	(株)デベロップ
地震災害時の応急対策活動の支援協力に関する協定書	(公社)愛知建築士会、(公社)愛知県建築士事務所協会
火災类等災害防止協定書第3条の運用に関する覚書	日本油脂(株)
災害時における緊急協力に関する協定	上下水道武豊町指定工事店等 14 社
災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定書	・(有)あおい葬祭 ・シティホール武豊 ・ジェイエイヤすらぎセンター
大規模災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定	愛知県社会保険労務士会

武豊町業務継続計画(武豊町 BCP)

初版 平成30年3月

改訂 令和6年2月

愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地

武豊町総務部防災交通課

TEL 0569-72-1111